

## (参考2) 三重県の債権管理方針（「三重県債権管理適正化指針」より）

### (1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されていますが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったので、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとします。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努めます。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにします。

### (2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を充分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じます。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行った上で、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択します。また、返済する資力を探しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることにより、未収金の回収を図ります。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討します。

### (3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行った上で、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進めます。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講じます。

### (4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続します。

### (5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築します。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行います。

## 債権管理及び私債権徴収条例(仮称)《最終案》と既存条例の関係(イメージ)

債権徴収の基本となる考え方				
〔各種法令において定められている手続きの再確認〕				
債権 の 区分	<b>公 債 権</b> 強制徴収公債権 (分担金・過料・使用料・手数料等) 例：産廃行政代執行費用 児童措置費負担金		<b>私 債 権</b> 非強制徴収公債権 (使用料・手数料等) 例：生活保護返還金 恩給・扶助料過払金	
徴収 手続	○督促の規定 [自治法 § 231 の 3 (公債権)]  ○自力執行権のある債権 =県税関係の法律等の例による (強制徴収可能)  ○税外収入通則条例による 延滞金の徴収及び免除・罰則		税外収入通則条例の改正で対応  ○自力執行権のない債権=債権管理 及び私債権徴収条例(仮称)の例による (裁判所の関与が必要・強制執行)	
整理 (放棄) 手段	※5年経過により強制的に債権が消滅。		●遅延損害金の徴収及び免除を規定 ※既定の違約金の定めが有る場合を除く  ●債権放棄の要件を規定 ※2年～10年で時効の期間が経過し、かつ時効の援用を行わなければ消滅しない。  ○個別の貸付金条例等において免除・減免規定を設けている。	
基本 姿勢	 ●「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。」			
債権 管理 手法	●債権管理の強化(債権管理簿等の整備、債権管理者の設置、債権管理調整会議等を条例施行規則で規定)  ●広く県民への情報提供の充実(「債権処理計画」を条例施行規則で規定) 債権回収と債権整理のルールに基づき仕分けを行い、「債権処理計画」を策定し公表(目標設定、実績確定)			

(参考 3) 年間スケジュール（予定を含む）について（案）

平成 27 年度の例

時 期	債権処理計画	債権の放棄	備 考
前年度		27年3月末 債権放棄の決定 (H26)	
平成 27 年度			
6月	債権処理計画暫定版 (H27 取組方針作成) 		
9月	債権処理計画 (H27 目標) の策定 		
9月～10月	債権処理計画 (H27 目標) の議会報告 ※決算認定議案の提出と 同時 	債権放棄の議会報告	
11月	債権処理計画 (H27 目標) の県ホームページ公表 		
12月			徴収強化月間
28年3月			
翌年度		債権放棄の決定 (H27) 	
9月～10月	債権処理計画 (H27 実績) の議会報告 	翌年度に議会報告	

※ 平成 26 年度の債権処理計画（実績）は、平成 27 年度の債権処理計画（目標）と同時に、議会報告及び県ホームページ公表を行います。

#### (参考 4) 他都府県の条例における債権放棄の基準について

行方不明などのため長期間の債権管理が必要となるといった課題を解消するための手段としていわゆる「債権管理条例」を制定してその解消を図っている都道府県がありますが、その債権管理条例を制定済みなのは、東京都、大阪府、京都府、岡山県の4都府県となっており、それぞれの条例における詳細は次のとおりです。

また、各都府県の債権管理に関する条例の条項については別紙1のとおりです。

##### (ア) 東京都（東京都債権管理条例）〔平成20年3月〕

- ・時効期間が経過し、時効の援用をすると見込まれるとき  
※ マニュアルにおいて詳細を規定

##### (イ) 大阪府（大阪府債権の回収及び整理に関する条例）〔平成22年11月〕

- ・徴収停止後「無財産（事業休止又は所在不明に限る。）」又は「少額」の事由が3年継続した非強制徴収公債権及び私債権
- ・消滅時効期間が経過した「無財産」「生活窮迫」「所在不明及び財産不明」の事由のある私債権

##### (ウ) 京都府（京都府債権の管理に関する条例）〔平成23年7月〕

- ・消滅時効が完成し、居所が不明の場合等  
※ 詳細を条例（及び条例から委任された規則）で明示

##### (エ) 岡山県（岡山県債権管理条例）〔平成25年3月〕

- ・時効の期間が経過したとき
- ・法令の規定により債務者がその責任を免れたとき
- ・債務者が死亡し相続人が不存在の場合等に、相続財産の価額が強制執行の費用等を超えないとき見込まれるとき
- ・「徴収停止後3年を経過」、「強制執行等の措置をとっても履行されない」等に該当し、無資力等で資力の回復が困難なとき  
※その他、一定の条件の場合に一部放棄を含む和解についても規定

## 別紙 1

## 債権管理に関する条例の各都府県制定状況

H25.4.1現在

都府名	東京都	大阪府	京都府	岡山県
条例名	債権管理条例	債権の回収及び整理に関する条例	債権の管理に関する条例	債権管理条例
施行日	H20.7.1	H22.11.4	H23.7.29	H25.4.1
条例の趣旨又は目的	○	○	○	○
定義	○		○	○
他の条例・法令との関係	○		○	○
長の責務	○(公営企業管理者含む)		○	○(公営企業管理者含む)
債務者の資力の状況等に応じた措置			○※1	
債権管理体制の整備	○			○
督促	自治令171	○		○
強制執行等	自治令171の2	○		○
履行期限の繰上げ	自治令171の3	○		○
債権の申出等	自治令171の4	○		○
徴収停止	自治令171の5	○		○
履行期限の特約等	自治令171の6	○	○ ※1の措置として	○
免除	自治令171の7	○		○
債権放棄の事由	○	○	○	○
和解				○
債権放棄の議会への報告	○	-	○	○
債権の回収及び整理の基準		○		
債権回収・整理計画の策定等		○		
債権回収及び整理に関して講ずべき措置		○		
債権回収・整理計画の進捗状況の公表		○		
規則への委任	○	○	○	○
債権放棄事由の個数(号数)	1	4	3	4

※自治令：地方自治法施行令



## (2) 三重県税外収入通則条例の改正について

「三重県税外収入通則条例」は、地方自治法第228条及び第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めた条例であり、今回、新たに「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）」を制定しようすることに鑑み、改正を行う予定です。

### 1 主な改正内容

#### (1) 債権管理及び私債権徴収条例（仮称）と整合をはかるための改正

- ①公債権に係る徴収手続きの規定追加
- ②三重県公債権徴収条例（仮称）に名称変更

#### (2) 県税条例の規定内容に準じた改正

公債権の延滞金の割合等を県税条例の規定内容に準じることと整理し、改正

##### ①延滞金の割合

（現行）14.5% → （改正案）14.6%

##### ②納期限からの一定期間（③の期間）における延滞金の割合

（現行）7.25% → （改正案）7.3%

##### ③延滞金の割合を軽減する期間

（現行）督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間

（改正案）納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

##### ④延滞金の不徴収等の金額

	延滞金計算の基礎となる 債権金額	延滞金の確定金額	
		不徴収	端数切捨
現 行	100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	10円未満	10円未満
改正案	1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	1,000円未満	100円未満

## 2 三重県税外収入通則条例の改正の概要

三重県税外収入通則条例の名称を三重県公債権徴収条例（仮称）に変更します。

また、以下のとおり現行規定を改正するとともに、新たに規定追加します。

(税外収入通則条例の一部改正)

### <現行規定を改正する項目>

#### (1) 趣旨

(改正案)

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、公債権の徴収、徴収猶予等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (2) 延滞金

(改正案)

第五条 知事等は、公債権について第〇条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の延滞金の額は、同項の公債権の納期限（第二条の規定による徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該公債権の金額に年十四・六パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる公債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 知事等は、公債権の納期限までに当該公債権を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則 (11月定例月会議に提出している改正案を現行条文として記載しています。)

6 当分の間、第五条第二項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割

合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

### ＜新たに規定追加する項目＞

#### （1） 定義

（案）この条例において「公債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利（法第二百四十条第四項第一号及び第三号から第七号までに掲げる債権を除く。）のうち、法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権をいう。

#### （2） 公債権の徴収手続

##### ア 督促

（案）知事等は、公債権を納期限までに納付しない者があるときは、法令、条例、規則及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程（第〇条（「③委任」の条番号を規定）において「企業管理規程」という。）の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

《地方自治法第231条の3第1項の規定》

##### イ 送達、公示送達

（案）公債権及び公債権に係る延滞金に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

《地方自治法第231条の3第4項の規定》

##### ウ 強制徴収公債権の滞納処分

（案）知事等は、強制徴収公債権（公債権のうち法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権をいう。以下この条及び第〇条（「エ 非強制徴収公債権の強制執行等」の条番号を規定）において同じ。）につき第〇条の規定による督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該強制徴収公債権及び当該強制徴収公債権に係る延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

《地方自治法第231条の3第3項の規定》

## エ 非強制徵収公債権の強制執行等

(案) 知事等は、非強制徵収公債権（公債権のうち強制徵収公債権以外の債権をいう。以下この条及び第〇条（「キ 非強制徵収公債権の徵収停止」の条番号を規定）において同じ。）について、第〇条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二条の規定による徵収猶予をした場合又は第〇条（「キ 非強制徵収公債権の徵収停止」の条番号を規定）の規定による措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている非強制徵収公債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徵収公債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある非強制徵収公債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものと含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない非強制徵収公債権（第一号に該当する非強制徵収公債権で同号の規定による措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

《地方自治法施行令第171条の2の規定》

## オ 履行期限の繰上げ

(案) 知事等は、公債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、納付義務者（公債権を納付する義務を負う者をいう。第〇条（「カ 債権の申出等」の条番号を規定）及び第〇条（「キ 非強制徵収公債権の徵収停止」の条番号を規定）において同じ。）に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、特に支障があると認める場合は、この限りでない。

《地方自治法施行令第171条の3の規定》

## カ 債権の申出等

(案) 知事等は、公債権について、納付義務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、公債権を保全するため必要があると認めるときは、納付義務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

《地方自治法施行令第171条の4の規定》

## キ 非強制徴収公債権の徴収停止

(案) 知事等は、非強制徴収公債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるとときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である納付義務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められるとき。
- 二 納付義務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められるときその他これに類するとき。
- 三 非強制徴収公債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

《地方自治法施行令第171条の5の規定》

## (3) 委任

(案) この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び企業管理規程で定める。 )

## <現行規定どおりの項目>

### (1) 徹収猶予及び減免

第二条 知事等は、分担金、使用料若しくは法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

### (2) 使用料の還付

第三条 既納の使用料は、次の各号に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他の正規の手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
  - 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、その責に基づかない災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
  - 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。
- 2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
- 二 その他のとき。
  - イ 使用料の額が年額で定められているとき。使用しないこととなつた期間（その期間に一月未満の端数があるとき、又はその期間が一月未満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額
  - ロ 使用料の額が月額で定められているとき。使用しないこととなつた期間について日割計算をした額
  - ハ イ及びロ以外のとき。知事等が相当と認める額

### (3) 罰則

- 第四条 分担金、使用料、加入金及び法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。
- 2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

※施行期日は平成 26 年 4 月 1 日を予定。

この条例による改正後の第五条第二項及び附則第六項の規定は、延滞金のうち平成 27 年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による旨を規定する。

### 3 今後の予定

- ・平成 25 年 12 月 パブリックコメントの実施  
(債権管理及び私債権徴収条例（仮称）とあわせて)
- ・平成 26 年 2 月 2 月定例月会議に条例案を提出
- ・平成 26 年 4 月 条例の施行を予定（一部平成 27 年 4 月から適用）

## ○ 三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三月二十五日 三重県条例第十三号）

### （趣旨）

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の県の歳入（以下「税外収入」という。）に関する徴収猶予及び減免、還付、罰則並びに延滞金に関する事項について定めるものとする。

### （徴収猶予及び減免）

第二条 知事は、分担金、使用料若しくは法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

### （使用料の還付）

第三条 既納の使用料は、次の各号に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他の正規の手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
  - 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、その責に基づかない災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
  - 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。
- 2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。 既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
  - 二 その他のこと。
    - イ 使用料の額が年額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間（その期間に一月末満の端数があるとき、又はその期間が一月末満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額
    - ロ 使用料の額が月額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間について日割計算をした額
  - ハ イ及びロ以外のとき。 知事が相当と認める額

### （罰則）

第四条 分担金、使用料、加入金及び法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。

- 2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（延滞金）

第五条 知事は、法第二百三十二条の三第一項に規定する税外収入について同項の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

- 2 前項の延滞金の額は、同項の税外収入の納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外収入の金額に年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 3 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入の金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第二項の延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその金額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 知事は、税外収入の納期限までに当該税外収入を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

附 則

1～5（略）

- 6 当分の間、第五条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

※上記附則第6項については、地方税法の一部改正（平成25年3月30日公布、平成26年1月1日施行）に鑑み、11月定例月会議に提出している改正案を掲載

## 関係法令

### ○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6～11（略）

### ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日 号外政令第十六号）

（強制執行等）

第一百七十五条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十五条の五の措置をとる場合又は第一百七十五条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものと含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第一百七一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第一百七一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第一百七一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知つた場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるとときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第一百七一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることができると著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

### (3) 「平成25年度債権処理計画(目標)」の目標額の確認について

#### 1 予算決算常任委員会からの指摘事項

債権処理計画(目標)については、環境生活農林水産分科会委員長から、一部債権処理計画において、平成25年度の目標額を設定するにあたり、精査が十分ではないとの指摘を受けました。

債権処理計画(目標)は、県全体の未収金の縮減を図るうえで非常に重要なものであることから、環境生活農林水産分科会委員長から報告があったことを踏まえて、12月9日から12日に開催される各分科会で再度、精査したもののが報告を県議会から求められています。

#### 2 債権処理計画(目標)の確認の考え方

委員会からの指摘事項を踏まえて、次の基本的な考え方に基づき再確認を行ったうえで、再度各分科会においてその結果を報告することとしています。

なお、再確認の時点は当初の計画策定時としています。

#### ○目標設定にあたっての基本的な考え方

「平成25年度債権処理計画(目標)」の回収目標の設定にあたっては、回収対象債権として整理した債権について、三重県債権管理適正化指針に基づき積極的な債権回収に努めることを基本としたうえで、

- ① 差押えを予定している債権については原則全額を目標額とするが、全額回収が困難な事情がある場合は差押え可能額（生活に必要な金額を除く）を目標額とする。
- ② 現在、訴訟中の債権、破産手続き中の債権等で未だ判決等がなされていないものについては、当面、全額を目標額とする。（判決等が確定したときはその額）
- ③ 履行期限の延長、裁判上の和解又は分割納付誓約がされた債権で、各年度の約定額等が定まっているものについては、原則としてその額を目標額とする。
- ④ 債権回収委託をしている債権については、委託時の積算等を参考にして、目標額を設定する。

- ⑤ 当該債権について、回収債権にあたっての個別の特殊要因があるものについて  
は、その事情による額を目標額とする。ただし、その特殊要因について、県民に  
説明責任が果たせるものに限る。
- ⑥ 上記①～⑤以外のものについては、これまでの回収実績も踏まえ、合理的に見  
積った額を目標額として設定する。

なお、詳細については、別紙「債権処理計画（目標）の目標額のチェックシート」  
によることとする。

## 別紙

### 債権処理計画（目標）の目標額のチェックシート

項目		目標設定の考え方
回 収 対 象 債 権	1 法的措置を行う債権（項目2を除く）  【5(2)オ 法的措置】	全額を回収額とする  ※事情のある場合を除く 差押可能金額（生活に必要な金額を除く） ※見込額の場合も可能とする
	2 裁判中の債権  【5(2)オ 法的措置】	全額を回収額とする  ※判決等が確定したときはその額
	3 裁判上の和解がされた債権  【5(2)オ 法的措置】	今年度の約定額とする  ※変更が見込まれる場合はその額
	4 破産手続開始等の法的債務整理手続中の債権  【5(1)エ 情勢変化への対応】	全額を回収額とする  ※手続等が終了したときはその額
	5 徹収猶予、履行延期の特約等とした債権  【5(3)イ 履行期限の延長】	今年度の約定額とする  ※変更が見込まれる場合はその額
	6 分割納付誓約書が出されている場合  (書面はないが定期的に分納中を含む)  【5(3)イ 履行期限の延長】	今年度の履行(分納)予定額とする  ※変更が見込まれる場合はその額
	7 債権回収の委託をしている債権  【5(2)カ 民間委託の活用】	委託時の積算もしくは過去の実績による額とする
	8 その他特殊要因  【5(1)ウ 債務者の状況調査】	合理的な説明が可能な特殊要因がある場合はその事情による
	9 その他催告中の債権  【5(2)ア 督促の徹底、イ 納付指導】	過去の実績も踏まえて合理的に見積る
整 理 対 象 債 権	10 滞納処分の執行停止、徹収停止とした債権か、その見込みがある債権  【5(3)ア 徹収停止】	整理債権とし、不納欠損処理を行う年度まで目標額は計上しない。
	11 履行延期の特約等後の免除  【5(3)ウ 債務の免除】	免除を行う年度に全額を整理額とする  ※免除年度以外は履行延期の特約等と同じ
	12 法人の清算結了  (合名会社、合資会社を除く)  【5(3)オ 不納欠損処分、別添7】	全額を整理額とする  ※役員、親会社等が保証している時を除く
	13 不納欠損処理の事由が生じている債権  【5(3)オ 不納欠損処分、別添7】	不納欠損処理の事由が見込まれる年度に、全額を整理額とする

※【 】書きは、該当する三重県債権管理適正化指針の項目番号。